



許可番号第 01753000553 号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

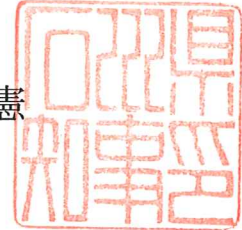
住所 長野県長野市稲里一丁目 5 番地 3

氏名 ミヤマ株式会社
代表取締役 南 克明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 5 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 谷 本 正 憲



許可の年月日 平成 28 年 7 月 20 日

許可の有効年月日 平成 32 年 9 月 23 日

1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの、又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等（次に掲げるものに限る。）

(1) 電気機器又は OF ケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2) ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

【裏面に続く】

ポリ塩化ビフェニル汚染物（次に掲げるものに限る。）

- (1) 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- (2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
- (3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
- (4) 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

廃水銀等

ばいじん（水銀又はその化合物、砒素又はその化合物、若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、若しくは砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、チオベンカルブ、ベンゼン、若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 9月 24日	新 規	平成 10年 6月 4日	変 更
平成 10年 9月 24日	更 新	平成 12年 9月 29日	変 更
平成 13年 2月 15日	変 更	平成 15年 9月 24日	更 新
平成 19年 1月 30日	変 更届	平成 20年 9月 24日	更 新
平成 25年 11月 26日	更 新 (優良認定)		
平成 26年 12月 26日	変 更	平成 28年 4月 13日	変 更
平成 28年 7月 20日	変 更 (廃水銀等の追加)		

5. 積替え許可の有無 無
市名 一 許可番号 一

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有